

中津藩と「訟平賦均録」

後 藤 重 巳

(一)

私は、これまでに近世期の藩政において、その村方支配の要枢な立場にある者が、藩治について如何に認識し、これに如何に対処しようとしたかをめぐって若干の考察と関係史料の紹介とを試みて来た。

それは、具体的には、肥前島原領豊州飛地たるいわゆる「豊州御領」大庄屋・橋津氏による「執睨録」や、小串政俊の「監郡右置」、同じ豊州御領の田染組大庄屋・河野氏による「田染水鏡」、杵築藩法令集の集成としての「封事太宗」の編纂・著作などをめぐっての問題である^①。

この様な編・著作は、概して江戸末期の極度な時代的転換期に、それを危機的意識のもとに編纂・著作されたものと考えて来た。

そして更に、それらの編・著作物の内容は、編著作の意図は別としても、既存した法令等の集成を主体とするものであり、巷間では既に散逸した諸史料を集成している点で、かけがえのない事業として評価されなければならない大きな一面をも持っている。

明治期以降、比較的早い近代期に盛行した郡史や町村誌史類には、集録されているこれら諸史料が、現在ではすでに散逸し、実見不可能な場合も少なくない。

本稿で紹介を試みようとする中津藩の「訟平賦均録」も、この種の散逸史料の一つとして、俗に「幻の史料」と称されて来たものであった。

明治二十四年十二月に刊行された、広池千九郎氏の『中津歴史』第四編・近世編には

二年（明和）五月、訟平賦均録三巻成ル。全偏百四十七章七百十三偏、郡方ノ編スル處ニシテ、專郡村租税ノ法ヲ記シ、同役所秘藏ノ宝典トス。

と述べられている。

この「訟平賦均録」に関しては、昭和七年十二月刊行の『扇城遺聞』（中津小幡記念図書館刊）第九門「当館所蔵の旧記解題」の項中でその目録が紹介された以外に、この史料が如何なる性質のものであるかについて述べたものを管見していない。

この旧記解題には、計二十一点の典籍の解題が見られるが、初頭の『侍中群要』に関する部分で「此等の書籍は、元当町医師財津敬一氏の蔵書で、始め保管預けとしてゐたものを、括して三百余円で同館に買取つたものである」と述べている。

しかし、解題が加えられた二十一点の典籍中、「勸農固本録」及び「訟平賦均録」に関しては、「当町（中津

市)金谷・笹部氏先代の蔵書」と記述して、笹部平四郎なる人物の手写であろうと推測している。

これら二十一点の典籍中、当藩に直接的に関係するものは、「領地租税録」・「例書・法書」・「三奉行問答」・「訟平賦均録」などであり、右に掲げた「勸農固本録」などは一般的な農政書である。

さて、「訟平賦均録」の「訟平賦均」の語は、古く中国の唐代に見えるものである。すなわち、俗に「唐宋八大家」の一人と呼ばれる唐の文人・柳宗之(七七二―八一九)が、永州零陵の令たる薛存義に送った歌の中に「訟者平、賦者均」^②と表現したことに起源を持つものであろう。

その大意は、「訴訟における処置と税の賦課とは公平なるべし」と解されるべきものである。

中津藩におけるこの「訟平賦均録」の編纂は、明和二年の事であった。

近時、この「訟平賦均録」の第一巻の「豊前三郡之事」の写本を偶然にも入手する機会を得たので、その内容の何たるかを、また、当書の編纂された時代背景等について紹介を試みたいと思う。中津藩奥平氏の初期藩政における地方支配の実務の規範書としての本書の編纂は、ひとり当藩のみの問題ではなく、宝暦・明和期という十七世紀後半期の幕・藩政史に投ずる大きな問題の一片と考えるからである。

(二)

戦国時代の後半期を通じて、豊後に本拠を置く大友氏と、中国の覇者大内氏・毛利氏との争覇の舞台となった豊前地方も、天正十四・五年にかけての豊臣秀吉の九州進攻によって終幕を迎え、近世大名の配置政策のもとで

新しい時代に入った。

いわば、無主時代の戦国中期以降の豊前地方に、天正十五年、黒田孝高が入封し、まず中津藩十二万石が成立した。翌々十七年、黒田氏は、領内の地・三百石をもって宇佐八幡宮に施入し、ここに近世期の宇佐社領千石領の基礎も成立した。

慶長六年、黒田氏は関ヶ原の戦功によって、筑前国博多に五十余万石に加増で転封、そのあとに細川忠興が、その子忠利とともに豊後国東郡と速見郡の一部を併せて三十五万余石で入封、豊前小倉と中津とに拠点を置く小倉藩細川領が成立した。

細川氏も入封と同時に、宇佐社に対して社領を寄進し、宇佐社領千石のいわゆる「宇佐村」が成立する。

その後、三十年を経た寛永九年、細川忠興・忠利父子は、肥後熊本に転封になるが、これを機に、豊前及び豊後二郡（国東・速見の一部）の大名支配領には、大きく版図の彩り替えが行なわれることになった。

すなわち、肥後転封後の旧細川領の内、小倉を中心に小笠原忠直、中津を中心に小笠原忠脩（長次）、豊前竜王に松平重直（小笠原氏）、豊後杵築に小笠原忠知など、小笠原秀政の四兄弟が分散配置され、旧細川領は四分割されることになった。

この内、龍王藩の松平重直は、寛永十六年に豊後高田に移り、豊後杵築藩の小笠原忠知は正保二年に三河吉田に転封、そのあとに豊後高田から松平重直の嫡子・英親が入封し、正保期には、小笠原氏一族による小倉藩・中津藩・杵築藩及び宇佐神宮領の計三藩一社領が並立することになった。この状態は大極的に変化のないまま十七世紀末まで持続されたが、元禄十一年に至って中津藩域を舞台にして再び大きく組み替えられることになった。

小笠原氏の中津藩八万石は、小笠原長次・長勝・長胤と続くが、長胤時代の元禄十一年（一六九八）、長胤の不行跡によって封地没収と云う事態が生じ、小笠原氏の当藩は完全収公は免れたものの、長胤の弟・長圓に四万石の半知で相続が認められたに過ぎなかった。この直前の元禄八年、長胤は弟・長宥に五千石の地を分知しており、これは旗本時枝領として存在していたが、この所領には、長胤事件は幸いにして関係しなかった。

四万石に半減された小笠原氏の中津藩は、長円の子・長邕が世襲したものの、享保元年、この長邕も六才で夭逝したために、無継嗣を理由に収公が決定され、寛永九年以降続いた小笠原氏による中津藩は、ここに終幕することになった。^③

豊前中津の再編は、翌享保二年、丹後宮津から奥平昌成が十万石で入封することによって始まる。これが奥平氏の中津藩であり、以降幕末に至るのである。

(三)

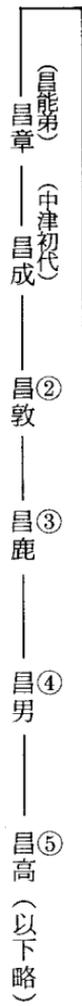
享保二年（一七一七）、豊前中津に入部した奥平氏は、その家伝によると、比較的古い家系をもっている。すなわち、奥平氏は、出自は良文流平氏で、村上天皇の皇子・具平親王の後裔たる赤松則景の二男氏行が、秩父・児玉庄左衛門の婿となって家督を継ぎ、その末流が上野国奥平郷を領有することに依って、奥平姓を冠することになったと云う。（「寛永系図」^④）

この氏行から数代を経て庄左衛門尉定政の子・定家の時代に上野国地方に勢力を持っていた新田氏が没落、政

治地図の彩り替えに伴ない、定家の長男・貞俊及び、二男・定長らは、上野国を去って、三河国設楽郡作手に移り、奥平氏と中部地方との関係が始まったという。

この奥平氏の系譜が比較的明白になるのは、この貞俊以降である。以下これを概略すると次の如くである。

貞俊——貞久——貞昌——貞勝——信昌——家昌——忠昌——昌能



延享三・十二 宝曆八・十一 天明六・九
 宝曆八・九 安永九・七 天明六・八 文政八・五

これら諸代のうち、信昌は関ヶ原ノ役で戦功をたて、美濃国加納十萬石に封ぜられ、その後、家昌・忠昌・昌能・昌章と世襲する間に、若干の浮沈を見たものの、昌成時代の元禄十年二月下総国宇都宮から丹後国宮津九萬石に転封し、更に享保二年豊前國中津への入封となったものである。

昌成が、宮津時代から更に一萬石加増で豊前中津に移封になった事情については、

奥平大膳大夫昌成は、丹後国宮津より、豊前國中津にうつり、一萬石の地を増加あり十萬石に列す。昌成弱年といへども、門地を思召、要樞の地をさづけたまふよし面命あり。⑤

と述べられ、奥平氏に対する徳川氏の評価の程を察する事ができよう。

尤も、この奥平氏十萬石は、城附地豊前中津及び、備後・筑前の二国域に亘る国外飛地領域から成るといふ若干異状な領有形態になった。

すなわち、この十萬石の所領構成は、豊前上毛郡（二ヶ村）・下毛（六一ヶ村）・宇佐（八四ヶ村）の三郡内に、城附地五四、六二一石余の外、出高や宇佐郡の添地を含めて計七六、六九七石余、備後国内の甲怒（十二ヶ村）・神石（二ヶ村）・安那（二ヶ村）の三郡内に二〇、〇一五石余、また筑前国怡土（二ヶ村）郡内に一七、九〇八石余で、三国七郡内に総計一一四、六二〇石余となっている。

朱印高十萬石に対するこの一万四千石余の増石は、改出である。

尚、朱印高十萬石に対する三国の領域分布比率は、豊前三郡で六二%、筑前分一八%、備後三郡で二〇%となっていた。

さて、諸大名が然る如く、享保二年に中津に入封した奥平氏も、入封早々、まず藩治のための法令を制定し発布する。

奥平氏中津藩の初期に発布された基本的法令は一般に「在中御條目并御書付」^⑦の名で集成されて知られている。

これは四巻から成り、第一巻は、寛永十六年から正徳六年まで、つまり、奥平氏が豊前中津に入封する以前の時代に属するもので、その内容は、主として公儀法度を中心とする。

「在中御條目并御書付」全四巻について一覽すると次の如くである。

一、在中御條目并御書付（一）

寛永十六年 正徳六年迄

一、在中御條目并御書附(一)

享保二年 享保八年迄

一、在中御條目并御書附(二)

宝暦元年 宝暦四年迄

一、在中御條目并御書附(四)

宝暦四年 宝暦十二年迄

右の一覽で察せられる如く、奥平氏の豊前中津における発布法令は、第二巻以下に集成されていることになる。また、奥平氏の法令には「町中御條目御書附」三巻^⑧が遺存している。すなわち

一、町中御條目御書附(一)

万治三年 享保元年

一、町中御條目御書附(二)

享保二年 享保九年

一、町中御條目御書附(三)

享保十年 明和二年

である。

「町中御條目」三巻の内、第一巻は、奥平氏が中津に入封する以前の、万治三年から享保元年までの法令を集成したものであり、入封以後の中津町に関係する「町中御條目」は、第二巻・第三巻が該当する。

この小稿の意図するところは、奥平氏の制定した法令の、内容そのものについて検討を加えようとするものではないので、以上に掲げた「在中御條目」及び「町中御條目」に関する逐條の内容については、これ以上は立ち入らない。

意図するところは、右「在中御條目」「町中御條目」などの集成と、「訟平賦均録」の編纂とをめぐる時代的問題である。

すなわち、「在中御條目」及び「町中御條目」の集成に共通する点は、これらが、ともに「明和期」の「改め」とされる点である。

「在中御條目并御書附」全四巻は、ともに明和四年の「改目録」とされ、「町中御條目御書附」全三巻もまた同じ明和四年の「改目録」である。

右の「在中御條目」及び「町中御條目」の「改め」の時期が、「明和期」と云う点は、決して黙視し難い重要な問題を内蔵していそうだからである。

では一体、奥平氏中津藩におけるこの「明和」と云う時代は、如何なる時期であったのであろうか。

中津藩歴代藩主の内、この明和期に就任していたのは、第三代・昌鹿であった。彼の在任期間は、宝暦八年十一月から安永九年七月までの二十二年間であり、明和期はほぼその中期に相当する。

昌鹿は、第二代昌敦の跡を襲いだものであるが、同藩では、この昌敦・三代昌鹿の時代、つまり、延享・寛延・宝暦・明和期という十八世紀のほぼ中葉・後半期は他藩同様に藩政の改革期にあたり、諸般の改革が断行されている。

すなわち、まず、宝暦元年九月、郡奉行・町奉行・目附の三者の協議組織による「三役所」を開設し、訴訟の公平化を図った。これは、同年「庶民ヲシテ、政治ノ得失、吏胥ノ曲直ヲ述ベシメ、以テ下情杜絶ノ憂ナカラシムル」目的のもとで設置されることになった「目安箱」とともに、改革断行のための軌道敷設であった。^⑩

続いて同二年三月には、領内の港灣に、移出入物品に対する課税機関としての運上役所を開設、同年四月、綿実以下、炭・材木を特権的に扱わせるための問屋を認可し、その他の者に対する商行為を禁止、秋には、酒・油などを課税対象にするなど、商業政策に重点を置く施策を打ち出した。

この様な、藩経済の立て直しに即効果的な商業政策を構ずるとともに、当然の事乍ら藩経済を支える最大母胎たる農・山村に対する支配強化にも着手した。

すなわち、宝暦三年二月の「郡中江申渡覚」六ヶ條および、「山方定法」・「山方ヶ條」なる計二十七ヶ條の「覚」^⑪が発布された。

この当藩のいわゆる「宝暦改革」を断行した昌敦は、宝暦八年六月に死去、翌九年正月に昌鹿が、第三代藩主を世襲した。

江戸幕府の三大改革を始めとする江戸期の幕府・諸藩における諸改革は、いずれも行き詰まった経済状態を開する事が目的であり、従って、その主要政策は、公私に亘る支出の抑制、つまり厳しい俵約令が一本の柱であ

り、今一つの柱として、商業面における強力な統制、農産物の生産増加策の推進などによる藩庫収入を増大化することにあった。

中津藩における宝暦の改革とて例外ではなく、昌敦の跡を襲いだ三代・昌鹿も政治の原則をこの点においていたことは当然であった。

さて、この様な政・財政改革の断行が余儀なくされた宝暦末期に藩主に就任した昌鹿は、歴代藩主の内であっても特に異彩を放つ人物であった。

彼は俗に「文人藩主」とも呼ばれる如く、文化面に深い理解を示した。

例えば、『解体新書』の翻訳で知られる蘭学者・前野良沢を庇護したり、著名な藤田敬所をして藩士の教育を担当させるなど、昌鹿が中津藩の文化面の興隆に寄与した所は大きい。

以上、概述して来た如き、政治・経済・社会面における大きな転換期にある時、最優先的に志向されるのが、法体系の整備である。

先項で述べた如く、中津藩における宝暦期の諸法令の制定発布、明和期における整備事業もこうした社会背景を原因としているのである。

更にまた、奥平氏の入封が、近隣の諸大名に比して一世紀近くも遅れ、更にこの中津領に限ってみれば細川・小笠原氏支配時代を経過しており、そうした前任大名の布いた法体系との齟齬を是正する目的もあつたことと思われる。この点については、後述するところである。

(四)

本稿で紹介を試みようとする「訟平賦均録」は、別系統の写本二冊から成る。すなわち第一冊は、その表紙に「訟平賦均録」とのみ外題され、第二冊には「訟平賦均録・下」と表記され、更に第一冊の奥書きには「文久二亥年十月写之、屋形権八諸光書」、第二冊裏表紙には「万延庚申八月写之、白杵林蔵」と朱書されており、二者全く別の写本であることが判る。

後掲する如く、訟平賦均録の内容は、城附地下毛郡中津を中心とする豊前三郡に関する事項を巻の一、飛地たる備後三郡を巻の二、同じ筑前一郡を巻の三とし、巻の一の内容が、城附地を中心とし、記述量が多い所から巻の一を一冊、残る巻二・三を一冊にまとめたものらしい。尚、第一冊冒頭の目録には、巻の四として「当用算術の事」なるものが見えているが、散逸したものが管見し得ない。

右の第一冊部分は、下毛郡屋形村（現本耶馬溪町）庄屋・屋形氏の写筆になり、当家に旧蔵されていたものが最近、本研究室に受け入れられ、巻二・三を収める第二冊は、古く筆者が古書肆を通じて購求していたものを、今日、古文書室に寄せている。この部分の写筆者・白杵林蔵なるものに関しては未だ考証を果たしてなく、従って旧所蔵者の誰たるかも明らかでない。後証に譲りたい。

第一冊（巻の一）は、紙数両表紙共で二〇三葉、第二冊（巻の二・三）は三十七葉から成る。

さて「訟平賦均録」は、明和二年五月に編纂されたことが、その序文で知られるが、編者については、具体的には詳かでない。

地方古老之諸先生江地免之意味并当用之算法を聞事多年、諸先生是を教る事、至て 切にして、且一卷の書を伝へ置り、則此一卷之内、一点之箇條は伝書也。某、昔時、諸先生江聞所之地免之意味と、伝書とに心を留め、深く是を考るに、伝書におゐてハ疑敷は諸先生之本意歟、略筆誤等有之哉、田畑古不足高之訳、定免之合付之訳、四つ高之訳、春免之訳、今畝・新斗代之訳、田方立毛見分検見等之訳、諸先生に聞所とは意味合齟齬相見へ候、此故に、諸先生之本意を書加へ候、亦、土之段取之訳、口米夫米ハ物成米一同ニ心得候節之物ニハ書而無之訳、御年貢収納方之訳、役高并役目割役米日雇米取遣方之訳等ハ、一向伝書ニ無之候、諸先生江聞所を以、新ニ相記候、愚意之某、伝書如キハ諸先生之本意に齟齬相見へ候と、諸先生之被伝置候書に、猥に致加筆候段、未熟を忘れ候次第、憚入候得共、昔時、先生江聞所之地免之本意分明ならん事を欲する駄意不得止事、如斯候、且、間田光種先生江聞所之算法書茂、一卷として訟平賦均録とす。尚古老諸先生之本意ヲ明かす輩、これをいわく、乍愚意も同じかるべし、御初心之輩ハ、御心をとどめられてよろしきなり。

右の序文によると、当書は、一部の「伝書」と先哲古老からの聞書きをもとにして、「地免の意味」つまり土地税制と、「当用の算法」即ちその運用・施行とに関する様々な問題について、古今の例を一括整理したものであると云う。

田畑古不足高、定免の合附、四ツ高、春免、今畝、新斗代、田方立毛見分検見などにかかわる諸制度や施行法

について、古例と現行法との関連を明らかにし、郡方事務のスムーズ化を図ることに目的があったらしい。

勿論「伝書」の記事を盲信することなく、諸古老から伝聞するところと校合して、その誤りを指摘するなどの箇所もしばしば見受けられる。

以下、まず巻の一から巻の三に及ぶ目次内容を一覽することにする。

訟平賦均録目録

巻一 目録

豊前之三郡之事

一、三ヶ国御高都合之事

附リ拾耆組高分ヶ之事

一、拾耆組平均免之事

一、三郡定御取稼之事

一、年々御取稼辻之事

一、田畑反歩之事

一、高之起り之事

一、取米勘定之事

一、土之上中下之事

一、土免之事

一、延米口米夫米之事

附リ延米之事

一、同口米并夫米之事

一、四ツ高之事

一、春免之事

一、小物成米并運上物之事

一、采米之事

一、耆ヶ年限運上物之事

一、前方近来免定書面之事

一、小笠原様四万石時物成米之事

一、古畝今畝之事

附リ斗代新斗代之事

一、古米足高之事

附、延米口米夫米懸り物之事

一、古不足高評ニ評之事

一、地平均と申事

一、当国前々御領主之事

一、御領中今畝之事

一、京榭中津榭之事

一、見分御検見之事

一、田老歩之合粃之事

一、巻法之事

一、立毛段取仕分ケ之事

一、徳米三ヶ沓三ヶ式仕分ケ之事

一、検見之節指分ケ之事

一、検見之節賄方之事

一、検見年畑物成之事

一、早田検見之事

一、早田上作徳懸ケ之事

一、麦田見分之事

一、見分之上畑

一、免定ニ不合古不足高ヲ加ル事

附リ、口米夫米ニ懸リ物ヲ沓分之合粃ニ見込来

候、是格也、依而口米夫米ヲ見除ケ候事

一、豊前筑前備後田老歩之粃差別之事

一、見取場之事

一、田成畑之事

一、新田畑開発之事

一、胡麻懸ケ并胡麻銀之事

一、中津御城之事

一、三社御普請之事

一、大貞宮御寄附之事

一、檜原山御寄附之事

一、在中寺院除地之事

一、明王院初穂之事

一、定継物之事

一、御添地継方之事

一、御城附継方之事

一、御料別府村法鏡寺村池溝代之事

一、大庄屋御免高之事

一、小庄屋并年寄山ノ口御免高之事

一、不定継物之事

一、郡役夫之事

一、宿役夫之事

一、村々役米之事

一、賃人馬之事

一、外曲輪垣繕之事

一、在中に掃除場所之事

一、広津渡守給米之事

一、御蔵納穀品々割合之事

一、小笠原様御代俵拵之事

一、御領内里数之事

一、御引渡村数之事

附り、内証村分ヶ之事

一、御料地組分郷之事

一、三郡山数之事

附、百姓仕立山木請運上之事

一、小笠原八万石之時浦々之事

一、平田井手懸リ之事

一、用水方之事

一、大新田村土手普請之事

一、炭焼札之事

一、火事之節人足割之事

一、宮津手永取稼之事

一、小笠原様八万石之時物成米辻之事

一、御年貢取立方之事

一、定出津米割賦之事

一、不足出津米割賦之事

一、納物代米人足扶持米之事

一、役目割 過不足夫之事

一、出津米ニて取立候品々之事

一、御用材木之事

一、御年貢取立御役人出在之事

一、御用炭納代米之事

一、春免書落候訳之事

卷二目錄

備後国三郡之事

一、三郡高分之事

附、三組惣平均之事

一、三組定御取稼辻之事

附、小物成米銀品分并御城下夫銀之事

一、田畑高之事

一、新開見取場高之事

一、三郡前々御領主之事

一、元禄十二卯年検地之事

一、往古田畑斗代之事

一、口米之事

一、夫米之事

一、御取立定法之事

附、田老歩之定免合粃を知る算法之事

一、見分検見之事

一、五分上納之分農料仕分之事

一、郡分組分村数之事

一、三千百石余之御高之事

一、公事免之事

一、公事免以前村免之事

一、元禄十五年宝永元年免定之事

一、公事免以前正味之村免之田老歩之合粃之事

一、正徳三年以来公事免込之田老歩合粃之事

一、見分検見之節公事免を除正味村免を相用事

一、御年貢銀附相場之事

一、永聖寺御寄附高之事

一、御普請所夫扶持之事

一、大豆小豆代米割合之事

一、村々小庄屋給之事

一、懸庄屋歩銀之事

一、山守給銀之事

一、茶笥夫米之事

卷三日録

筑前国一郡之事

一、式組高分之事

附、二組惣平均之事

一、二組定御取稼辻之事

附、小物成銀米品分并込之米之事

一、田畑高之事

一、怡土郡前々御領主之事

一、口米之事

一、夫米之事

一、御取立方定法之事

附、田耆歩之定免合糶を知る算法之事

六分上納田耆歩農料代分之事

一、見分検見之事

一、郡附組分村数之事

一、赤坂御番所之事

一、真名子村除地之事

一、龍国寺御寄附高之事

一、前方銀納之節之事

一、福井村漁方之事

一、船役之事

一、船印運上之事

一、猟鉄砲之事

一、御取上鉄砲之事

一、深江村御高札之事

一、四ヶ村土橋普請之事

一、塩直段之事

一、殺生運上之事

一、長野村鮎運上之事

一、公料片山村松山之事

一、旅網運上之事

一、神在村種番給之事

一、御普請処人足遣り方之事

一、蔵持村井料米之事

一、穢多給米之事

一、懸屋歩銀之事

以上、三卷に亘る目次を総覧したところであるが、以下、この訟平賦均録の内容について物語る二・三の箇条についてみることにする。

右に掲げた目次を一覧して察知される如く、訟平賦均録の内容は、主として田制を基本に、正税・雑税・夫役・給米・寺社寄附地等に関して、古今の制度の異同をめぐって比較検討し、時宜に適した統一見解を示したものである。

この事は、例えば、巻の一・全七十七ヶ條の内容を詳細に全覧すれば判然とするところである。

例えば、第八條「土免之事」では

一、土免之起り者、細川越中守様御所務之内、寛永五辰年同九申年迄五ヶ年、小笠原信濃守様御所務之内、寛永十酉々同十四丑年迄五ヶ年御両家都合拾ヶ年御取稼免之平均にて相究候由、土免相究り候年々当御知行明和元年迄百式十八年ニ相成候。

と述べられており、「土免」制の経緯について詳述している。

続く第九條では、「延米并口米・夫米之事」の項を設け、延米の創出は、元來一斗二升計りの昔榊が、一斗計りの京榊に替つたために二升不足を延米として加算する事になった由だと述べ、更に古老からの聞き出しを中心に昔榊・京榊に関する見解を述べたあと、第十條では、延米の算出法について、具体的に記述している。

「老ケ年限取立運上物之事」の各項では、「昔ハ樹木代トテ……」「昔ハ百姓共……」「昔ハ前々相記ス請數米之外……」などと記し、「右之三ケ條者、只今無之事ニ候得共、右の趣承り候事故相記置候……」などと見え、山札運上のいくつかについて説明している。

課租の基礎は、田制にあり、田制には、時代による相異がみられる。また田畑では、既耕地の荒地化や、新開発による田積の拡大化が見られた。

従つて領主にとっては、田畑耕地反別の現状を、いかに掌握するかが最大の問題であつた。

「古畝今畝之事」の條には、

一、古畝と申者、慶長六丑年検地畝也。今畝と申者、延宝七末年、岩波源三郎殿御領中内検地惣畝高改被申候所、不足致畝、仮令は八畝或者七畝有之、往古之畝壹反有之三付、畝申儀難成、往古之壹反を古畝与申也。改畝八畝を今畝与申也、依之、八畝壹反七畝壹反与申也（下略）。

と述べ、続けて更に詳しく古今の制の差異を説明している。

全ケ條中を通じて、こうした古今の諸制度の齟齬する点について述べる事に重点がおかれているが、その重点は、前領主・小笠原氏の施いた制度との対比であろう。

それは各條の内に述べられるが、例えば「小笠原様四万石之時、物成米之事」や「小笠原様御代、俵拵之事」、「小笠原八万石之時、浦々之事」、「小笠原八万石之時、物成米辻之事」などの箇條の設定は、この事を更に強く印象づけるものであらう。

下巻の序文には

古老諸先生伝書豊前国村々、備後国村々田壺歩之定免之合付ハ、正味之免ニあらず、此故ニ、諸先生之本意ヲ以、正味之免合付相仕立、下巻といしたく志に有之候、伝書之定免合付、正味之免にあらざる訳は、卷之壹第三拾五之ケ條ニ委敷相記置候、備後村々合付之事ハ、猶以小細有、卷之式第十八・十九・廿之ケ條ニ委敷相記置候、於爰、伝書之合付ハ、正味之免ニあらざる事可知、此一巻之内、懸割算用唯一算ニて相記置候得は、算違も可有之候、為念相断置申候、

と述べられており、「伝書」や古老からの伝聞と、現実との矛盾や不合理な点を指摘し、それに対する現実的な見解を、満足するまでの数の箇條を設定して詳述する姿勢をとっている。

郡方・村方役人の職務は、在方支配の要にあり、政治・経済・社会面において藩治の方針を完徹することにあつた。

なかでも、藩経済を支える年貢をはじめ雑税の徴収作業は最大最要の業務であつた。年貢や雑税の徴収率は、領主の交替、また時代・地域によって大きな差異があり、最も煩雑な問題であつた。

更には、寺社に対する寄附米地・庄屋をはじめとする村方役人に対する給米、継夫・人夫に対する賃米銀など
いわば支出に関する面も重要であった。

この様な、經理面における収支の体系と、その実務の規範とを明示することの必要から編纂されたのが、本書
である。本書の編纂に関与した人物については先述の如く具体的ではなく、今後の研究にまたれるところである。

(五)

紙数の関係から、逐條的な解説はなし得ないが、以上、「訟平賦均録」なる史料の何たるかについて概略述べ
て来た。

中津藩奥平氏は、中津入封後、僅か半世紀の時点で、早くも自らを含む全国普遍的な藩の危機事態に遭遇しな
ければならなかった。

奥平氏の中津における治政経歴の浅さは、前代の細川氏・小笠原氏時代との諸制度面に対比、対応すべきい
つかの問題をもっていた。

同氏が、入封後二代目にして、早くも迎えねばならなかった「宝曆改革」の苦悩は、改革の方針に現われた表
面的な政策よりは、むしろ、その直後の明和期における法制の整備に具現しているのではないか。

このことは、「訟平賦均録」の箇條中にしばしば見える「宝曆の御改法」という表現の存在に依ってもよくよ
く察せられるところであろう。

中津藩における「訟平賦均録」の編纂事業は、時代に対応するための「実務の規範化」とも云えよう。

江戸期における幕府・諸藩のこの志向は、一般的には、中期以降に顕著に見られるところである。

田制・税制をはじめとする農政の全般に亘って、この実務上の規範として編述されたものが、いわゆる「地方書」である。

中津藩の「宝暦改革」において、三役所の開設などは、領内支配諸部局の組織化であり、これを規範面において整理・体系化しようとしたのが、この「訟平賦均録」であったものと考えられる。

その内容は、まさに『中津歴史』に述べられる如く「郡方ノ編スル處ニシテ、専郡村租税ノ法ヲ記シ、同役所秘蔵ノ宝典トスル」ものであった。本書の内容は、田制・税制に限られたものとはいえ、奥平氏の中津藩における「地方書」として極めて重要な価値を持つものといわなければなるまい。

注①拙稿「監郡右置と執睨録」『別府大学紀要・第十七号』

〃 「田染水鏡について」『史学論叢・第十一号』

〃 「封事太宗」と杵築藩法」『別府大学紀要・第二十一号』

②「四部叢刊・第三」『註釈音辨唐柳先生集』収「送薛存義之任序」

③「寛永重修諸家譜」収「小笠原氏家譜」ほか

④ 右に同じ 収「奥平氏家譜」ほか

⑤ ④に同じ、

- ⑥ 「訟平賦均録」巻の一「豊前三郡之事」
- ⑦ 「大分県史料・第十七巻」「各藩史料」収・中津藩法令
- ⑧ 中津市立図書館編「中津藩の歴史と風土・第一輯」
- ⑨ 広池千九郎編述「中津歴史」近世編
- ⑩ ⑦に同じ

尚この「訟平賦均録」については、別府大学附属博物館の研究活動として、昭和五十七年度中に史料集として発刊すべく準備が進められている。